

鳥取県警察速度管理指針

令和元年10月策定（令和8年10月改訂）

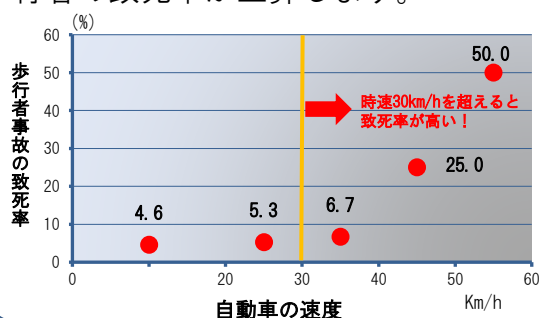
この指針は、交通事故の抑止と被害軽減対策を推進するため、適切な最高速度規制のほか、交通指導取締り、交通安全教育及び広報啓発などにより、速度抑制を図る総合的な速度管理を推進する上での基本的な考え方を広く県民の皆様を示し、その理解を深めるために取りまとめたものです。

鳥取県における総合的な速度管理の必要性

走行速度と交通事故の関係

自動車が発生したときの衝撃力は速度の2乗に比例して大きくなります（速度2倍→衝撃力4倍、速度3倍→衝撃力9倍）ので、速度超過は重大な交通事故につながりやすくなります。

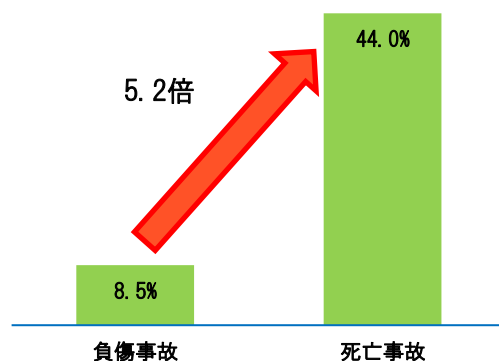
衝突時の速度が30km/hを超えると、歩行者の致死率が上昇します。



死亡・負傷事故と走行速度の関係

死亡事故での速度超過の割合は、負傷事故の5.2倍となります。（※1）

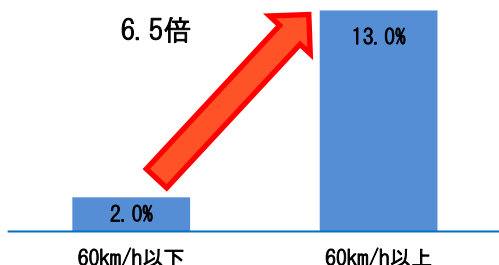
死亡・負傷事故と走行速度の関係
（死亡事故・負傷事故別）



危険認知速度(※2)と死亡事故率

危険認知速度が60km/hを超えると、死亡事故率は60km/h以下の場合の6.5倍となります。（※1）

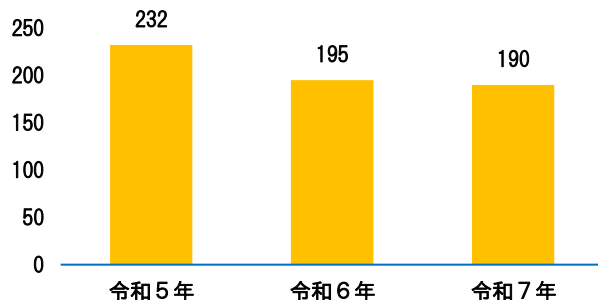
危険認知速度別の死亡事故率



重点路線における交通事故発生件数

交通事故の発生を抑止するため、「速度取締り指針」に基づき、県下各警察署等が速度取締り重点路線において速度取締りを実施しています。（※1）

重点路線における交通事故発生件数



鳥取県における総合的な速度管理の内容

	幹線道路（※3）	生活道路（※4）
特徴	全事故の79.5%が幹線道路で発生しており、死亡事故についても72.7%に及びます。（※1）	歩行者又は自転車当事者となる交通事故の割合は、全事故においては29.4%ですが、生活道路においては44.7%に及びます。（※1） 子どもや高齢者の死傷者数（歩行者又は自転車）は、昼間が夜間の約5.4倍となっています。（※1）
目標	走行車両の規制速度の遵守により、交通事故の抑止及び被害の軽減を図ります。	抜け道としての利用抑制と走行車両の規制速度の遵守により、交通事故の抑止及び被害の軽減を図ります。
施策	○現行規制速度の点検・見直しの継続 交通事故発生状況等を勘案し、交通実態に即した最高速度規制となるよう点検・見直しを継続します。 ○交通指導取締り等の実施 速度抑制が事故抑止につながると認められる路線を「重点路線」と定め、速度違反などの交通指導取締りや街頭活動等を行います。	○「ゾーン30」の整備等の実施 歩行者、自転車利用者等の安全確保の必要が高い区域については、「ゾーン30」を整備する等の交通規制を実施して、車両の低速度化を促進します。 ○交通指導取締り等の実施 運転者に規制速度の遵守と歩行者保護意識を醸成させるため、速度違反などの交通指導取締りや街頭活動等を行います。
主な路線・地域	各警察署、高速道路交通警察隊では、管轄区域ごとの速度取締りの重点路線、時間帯等を示した「速度取締り指針」を策定・公表しています。	県内で整備された「ゾーン30」及び「ゾーン30プラス」を主に対象としています。

交通安全教育・広報啓発	○運転者に対する広報啓発、子どもと高齢者に対する交通安全教育の推進 運転者に対して規制速度の遵守や安全な道路の利用について広報啓発を行うとともに、子どもと高齢者を対象に交通安全教育を推進します。 ○事業者への働き掛け 安全運転管理者選任事業者に対して速度遵守車両（スピードキープ車）の走行を働き掛け、実勢速度の低減を図ります。 ○速度取締りに関する情報発信 各警察署、高速道路交通警察隊の管轄区域ごとにおける速度取締りの重点路線、時間帯等を示した「速度取締り指針」を県警ホームページ等で公表しています。 ○「ゾーン30」及び「ゾーン30プラス」に関する情報発信 「ゾーン30」及び「ゾーン30プラス」の概要及び指定区域について、県警ホームページで公表しています。
-------------	--

- ※1 令和5年から令和7年の3年間に鳥取県において発生した交通事故（人身事故）を分析した結果によるもの
 ※2 運転者が危険を認知し、ブレーキやハンドル操作により事故回避行動を取る直前の速度のこと
 ※3 生活道路及び一般の交通の用に供するその他の道路（駐車場など。）以外の道路
 ※4 一般の交通の用に供するその他の道路以外の幅員5.5メートル未満の道路